

倉敷市緑化基準等の指導要領

1 緑化計画の対象地域及び対象者

市域全域において、開発行為等を行う事業者又は土地所有者及び占有者とする。

ただし、倉敷市と公害防止協定又は環境保全協定を締結した事業者は、「公害防止協定・環境保全協定締結事業者への緑地に関する指導要領」によるものとする。

2 提出書類

(1) 緑化計画書【第1号様式】

緑化計画書は、着手日の2週間前までに提出すること。

(2) 緑化計画変更届出書【第2号様式】

緑化計画に変更が生じる場合には、変更する2週間前までに緑化計画変更届出書を提出すること。

(3) 完了届出書【第3号様式】

工事完了後は、完了日から10日以内に完了届出書を提出すること。

3 緑化計画書の提出が不要な行為

(1) 事業区域内面積又は敷地面積が1,000平方メートル未満である場合

(2) 緑化基準面積（緑化を図らなければならない面積）が80平方メートル未満である場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認める場合

4 緑化基準面積の算出方法

緑化基準面積は事業区域内面積又は敷地面積に1から建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条（同条第3項を除く。）の建蔽率を控除して得た数値を乗じて得た面積の10分の2の面積とする。

5 緑化基準

(1) 緑化基準面積への算入割合は、別表のとおりとする。ただし、地形、土地の利用状

況等により市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (2) 植栽本数は、緑化基準面積 8 m²当たり高木 1 本以上とする。
- (3) 高木 1 本は、中木 2 本、又は低木 8 本に置き換えることができる。
中木 1 本は、低木 4 本に置き換えることができる。

※樹木の緑化基準面積への算入割合

低 木	1 m ² /本
中 木	4 m ² /本
高 木	8 m ² /本

- (4) 樹高の目安及び植栽時の樹高

	樹高の目安 (成木時)	植栽時
低 木	1. 0 m未満	0. 3 m以上
中 木	1. 0 m～3. 0 m未満	1. 0 m以上
高 木	3. 0 m以上	2. 0 m以上

- (5) 樹木の植栽に係る面積 (規則第 2 条第 3 項第 1 号の規定により算定した緑化基準面積に占める樹木の植栽に係る面積を含む。) は、緑化基準面積の 2 分の 1 以上とする。
- (6) 地上部の植栽に係る面積 (規則第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの規定により算定した緑化基準面積に占める植栽に係る面積を含む。) は緑化基準面積の 3 分の 2 以上とする。
- (7) 他法令等により植栽に制限がある場合は、関係機関と協議のうえ決定する。

6 樹木等の維持管理

樹木等は植栽後も、健全な育成を図るために適切に維持管理を行い、樹木等が枯損した場合は、速やかに植え替えること。